

## 三重県 大紀町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

大紀町議会では、定例会や臨時会の招集日の1週間ほど前に全員協議会を開催し、議会に提案予定の議案等について事前説明を行い、質疑の機会も設けることで理解を深める場となっている。また、重要施策や行財政運営上の問題等がある場合は随時開催し、協議・意見調整を行うことで活発で円滑な議会運営・活動を目指している。

また、当初予算や決算審議の際は、議長を除く全議員を構成とした特別委員会を設置し、主要事業の現場踏査や、詳細な資料を基に行う書類審査により、慎重審議を行っている。

一般質問については、以前は議案審議後の会期末に行っていたが、一般質問は町の所信をただすものであり、予算や条例など町の方向性を決定する議案審議の前に行うべきものであるということ、また議員にとって最も華やかで意義のある発言の場であり、住民からも関心と期待を持たれる大事な議員活動の場でもあることから、会期の始めに行うこととした。

また、大紀町議会では、議員が一般質問や議員活動を行う上で必要となる執行機関が保有している資料について、議員からの申し出に基づき、議長名により執行機関に対し「行財政資料要求申出書」として文書にて依頼を行っている。法的根拠はなく資料の提出は任意であるものの、大紀町発足時より20年以上続いている独自の制度であり、議員活動の質の向上に寄与している。

議員のスキルアップにあたっては、これからの地方分権時代にふさわしい地方議会改革と、議会の一員である議員の意識改革などをめざし、三重県町村議会議長会主催の研修会等に積極的に参加し、議員の資質向上に努めている。また、毎年、先進的な取り組みを行っている自治体などを全議員で視察することにより、議会改革だけでなく様々な分野での先進地事例を調査研究し、議員の知識の向上を図るとともに、議員の政策提言能力の向上に寄与している。

平成27年度からは近隣町議会等で構成する連絡協議会を設置し、共通課題等について協議調整や研修会の実施、情報交換等を行っている。

以上の点から、議会本来の役割を認識し、積極的に取り組んでいる。

## (事績2) 住民に開かれた議会

平成17年に大紀町となって以来、本会議はすべてケーブルテレビを介して録画放送を行っている。議会は言論の府であることから、一般質問はすべての部分を、各議案審議においては映像と字幕、ナレーションにより短く分かりやすく編集し、質疑・討論があった部分はすべて放送している。放送時期は、定例会・臨時会があった日からおおむね1か月後である土日の2日間、1日2回の計4回放送している。録画放送の周知は同じくケーブルテレビで行っており、各議員の一般質問の放送時間は何時何分から、といった細かい内容で伝えている。

また、平成17年9月からは生中継も実施しており、リアルタイムでお茶の間からすべての模様を見ることができる。

定例会、臨時会がある場合は、事前に招集日や予定会期、主な議事内容、一般質問者と通告内容などをケーブルテレビ文字放送と大紀町ホームページにおいて周知を行っている。住民が本会議での議員活動にふれる機会として、自宅で生中継を見る、直接議会へ行って傍聴する、後日の録画放送を見る、といった中からそれぞれのニーズに合わせて選ぶことができ、議会がより身近なものに感じられるように努めている。

町が発行している広報誌内に、議会広報として「議会だより」を掲載し、全戸配布している。掲載回数については、年4回の定例会をはじめ、臨時会や議員派遣等があれば随時掲載している。掲載内容については、議案の簡単な内容及び審議結果、一般質問者と質問項目等となっている。